

給水装置設計施行指針

令和 7 年(2025 年)4 月
川崎市上下水道局

本指針を「川崎市上下水道局ウェブサイト」に掲載している。

【検索手順】

①	検索エンジンに「川崎市上下水道局」と入力しウェブサイトに入る	 川崎市上下水道局 事業者の方へ 給水装置関連
②	ウェブサイト上部のタブ「事業者の方へ」をクリックする	
③	画面左部リストから「給水装置関連」をクリックする	
④	給水装置関連メニューが7項目表示される 「給水装置設計施行指針」をクリックする	給水装置関連 ・トピックス ・工事申込窓口（サービスセンター） ・給水装置資料室 ・各種申請（オンライン申請と書式のダウンロード） ・給水装置情報の閲覧 ④ 給水装置設計施行指針 ・移管前提工事設計施行指針

※指針の本文に「・・・は、局ウェブサイトに掲載する」「・・・は、局ウェブサイトよりダウンロードすることができる」と記述がある書類は「事業者の方へ＞給水装置関連」を参照のこと。

※オンライン申請は、「事業者の方へ＞給水装置関連＞「各種申請（オンライン申請と書式のダウンロード）」を参照のこと。

「事業者の方へ」給水装置関連 見出し一覧

※「給水装置関連」の各種見出しは、掲載内容の更新に伴い変更等を行う場合がありますので、あらかじめご了承ください。

・トピックス

・工事申込窓口（サービスセンター）

＞取扱業務及び所在地

＞南部サービスセンター（所管：川崎・幸・中原区）

＞中部サービスセンター（所管：高津・宮前区）

＞北部サービスセンター（所管：多摩・麻生区）

・給水装置資料室

＞条例・規程

＞要綱

＞要領・基準

＞施行指針

＞指定器材に関する資料

＞各種申請書

・各種申請（オンライン申請と書式のダウンロード）

＞1 給水装置工事に係る申請

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞2 移管前提工事に係る申請

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞3 道路占用工事に係わる申請

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞4 指定給水装置工事事業者に係わる申請

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞5 給水装置等の情報提供に係わる申請

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞6 器材承認に関する申請

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞7 その他（所有者、水道メーターき損・亡失届、リモート式メーターからの変更）

＞(1) オンライン申請

＞(2) 各種申請用書式のダウンロード

＞申請に際しての注意点

＞オンライン手続かわさき（電子申請）

・給水装置情報の閲覧

＞1 ウェブ公開

＞2 申請について

＞3 注意事項～上下水道局が保有する給水装置情報とその取扱い

・給水装置設計施行指針

・移管前提工事設計施行指針

目次

1. 総則	1-1
1.1. 用語の説明.....	1-1
1.1.1. 用語	1-1
1.1.1.1. 法律、政令等	1-1
1.1.1.2. 条例、規程、要綱等	1-1
1.1.1.3. 名称等	1-2
1.1.1.4. その他	1-2
1.1.2. 給水装置	1-2
1.1.2.1. 給水装置とは	1-2
1.1.2.2. 給水装置の種類.....	1-2
1.1.2.3. 幹線.....	1-2
1.1.3. 給水装置工事.....	1-2
1.1.3.1. 給水装置工事とは〔水道法第3条第11項、業者規程第1条〕	1-2
1.1.3.2. 給水装置工事の種類	1-3
1) 新設工事	1-3
2) 改造工事	1-3
3) 修繕工事	1-3
4) 撤去工事	1-3
1.1.3.3. 軽微な変更	1-3
1.1.3.4. 更生工事等	1-3
1) クリーニング工事	1-3
2) 更生工事	1-4
1.1.3.5. 移管前提工事	1-4
1.2. 指定工事業者及び主任技術者の責務.....	1-5
1.2.1. 給水装置工事の施行.....	1-5
1.2.2. 指定工事業者及び主任技術者の責務	1-5
1.2.2.1. 主任技術者の選任	1-5
1.2.2.2. 事業の運営	1-5
1.2.2.3. 主任技術者の立会い	1-6
1.2.2.4. 報告又は資料の提出	1-6
1.2.2.5. 主任技術者の職務	1-7
1.2.3. 施行における留意事項等	1-7
1.2.3.1. 法令の遵守	1-7
1.2.3.2. 基本調査の実施.....	1-8
1.2.3.3. 住民等への周知.....	1-8
1.2.3.4. 事故の防止等	1-9
1.2.3.5. 材料等の衛生管理	1-9

1.2.3.6.	工事申込者等への対応	1-9
1.2.3.7.	排水設備工事完成届への完成図の添付等	1-9
1.3.	構造材質基準の遵守	1-10
1.3.1.	構造材質基準	1-10
1.3.1.1.	趣旨	1-10
1.3.1.2.	政令第6条第1項の規定	1-10
1.3.1.3.	技術的細目	1-10
1.3.2.	性能基準について	1-10
1.3.2.1.	性能基準の項目	1-10
1.3.2.2.	性能基準における適用除外	1-11
1.3.2.3.	性能基準の判断について	1-11
1.3.3.	システム基準について	1-12
1.3.3.1.	耐圧性能、漏水修理への配慮	1-12
1.3.3.2.	水の汚染防止	1-12
1.3.3.3.	凍結防止	1-12
1.3.3.4.	破壊防止	1-13
1)	水撃作用を生じる装置又は場所	1-13
2)	水撃作用の発生防止と吸収措置	1-13
1.3.3.5.	侵食防止	1-14
1.3.3.6.	クロスコネクションの防止	1-14
1)	誤接続されやすい配管、設備等	1-14
2)	クロスコネクション防止策	1-15
1.3.3.7.	逆流防止	1-16
1)	吐水口を有する給水装置の基準	1-16
2)	吐水口空間	1-16
1.4.	川崎市水道条例等による指定範囲	1-19
1.4.1.	指定の範囲、目的等	1-19
1.4.1.1.	局の指定範囲、目的等	1-19
1.4.1.2.	取出しから第1バルブまで	1-19
1.4.1.3.	メーター周辺の給水装置等	1-19
1.4.2.	指定材の使用について	1-19
1.4.2.1.	指定給水用器材の使用について	1-19
1.4.2.2.	メーター周辺の器材等の使用について	1-22
1)	メーターボックス、メーター用止水栓、メーターユニット	1-22
2)	その他のメーター周辺器材	1-22
1.4.2.3.	承認品の購入について	1-23
1.5.	設計審査、完成検査等	1-24
1.5.1.	設計審査	1-24
1.5.1.1.	承認手続き	1-24

1.5.1.2.	設計審査の項目	1-24
1)	共通項目	1-24
2)	追加項目	1-25
1.5.2.	分岐工事等の確認	1-25
1.5.2.1.	分岐工事等とは.....	1-25
1.5.2.2.	局の確認.....	1-25
1.5.2.3.	確認項目	1-25
1.5.2.4.	主任技術者の立会い	1-26
1.5.2.5.	施行写真の提出.....	1-26
1.5.2.6.	立会いを行う工事	1-26
1.5.2.7.	パトロールの随時実施.....	1-26
1.5.3.	完成検査	1-26
1.5.3.1.	完成検査の必要性	1-26
1.5.3.2.	一部完成検査	1-26
1.5.3.3.	完成検査の項目	1-27
1.5.3.4.	主任技術者の立会い	1-27
2.	手続き	2-1
2.1.	新設、改造及び撤去工事の手続きの流れ.....	2-1
2.2.	給水装置工事に必要な手続き	2-2
2.2.1.	諸納入金の納入等の手続き	2-2
2.2.1.1.	設計審査及び完成検査手数料.....	2-2
1)	手数料の納入.....	2-2
2)	手数料の還付.....	2-2
2.2.1.2.	水道利用加入金.....	2-2
1)	加入金の納入.....	2-2
2)	加入金の免除.....	2-2
3)	加入金の還付.....	2-3
4)	加入金の額	2-3
2.2.1.3.	断水費等.....	2-3
1)	断水費.....	2-3
2)	連絡工費	2-3
3)	金額等の確認について	2-4
2.2.2.	道路掘削に係る手続き	2-4
2.2.2.1.	道路管理者の占用許可.....	2-4
2.2.2.2.	警察署、消防署への申請	2-4
2.2.2.3.	事前調査等	2-4
2.2.2.4.	地下埋設物の事前調査（試掘を含む）に関する留意事項.....	2-5
2.3.	給水装置工事の手続きの方法.....	2-6
2.3.1.	申込前の手続き	2-6

2.3.1.1.	設計水圧等の調査	2-6
1)	調査依頼が必要な工事	2-6
2)	提出書類	2-6
3)	調査結果	2-6
2.3.1.2.	給水設計計画に関する事前協議	2-6
1)	給水設計計画に関する事前協議が必要な場合	2-6
2)	提出書類	2-7
3)	事前協議の回答書	2-7
2.3.1.3.	開発行為等に関する事前協議	2-7
1)	協議の依頼	2-8
2)	意見伝達書の作成	2-8
3)	協議の申込み	2-8
4)	協議の実施	2-9
5)	協議結果の通知等	2-9
2.3.1.4.	自己メーターに関する事前協議	2-9
1)	協議の申込み	2-10
2)	資料の添付等	2-10
3)	協議の実施	2-10
4)	協議書の作成	2-10
2.3.2.	給水装置工事の申込み	2-10
2.3.2.1.	受付時の確認	2-10
2.3.2.2.	申込書の提出等	2-11
1)	窓口への書類の提出	2-11
2)	窓口への提出書類	2-11
3)	電子申請での書類の提出	2-11
2.3.2.3.	利害関係人等の同意について	2-11
1)	同意の確認	2-12
2)	同意書等の提出	2-12
2.3.2.4.	その他必要に応じて添付する書類	2-12
1)	特別な直結給水方式による場合	2-12
2)	受水槽以下装置を給水装置に切り替える場合	2-13
3)	給水補助加圧装置を設置する場合	2-14
4)	加入金の免除の適用を受ける場合	2-14
5)	新築家屋に係る申請である場合	2-14
6)	給水装置における更生工事等を申請する場合	2-14
2.3.3.	諸納入金の納入、工事の承認	2-15
2.3.3.1.	加入金、手数料の納入	2-15
1)	納入について	2-15
2)	加入金の延納手続きについて	2-15

2.3.3.2.	工事の承認	2-15
2.3.3.3.	断水費等について	2-15
2.3.4.	着工等の手続き	2-15
2.3.4.1.	工期の報告	2-15
2.3.4.2.	分岐工事等の確認	2-16
1)	分岐確認の申込み	2-16
2)	提出書類	2-16
3)	提出期限	2-16
4)	確認日の変更	2-16
2.3.4.3.	断水工事を伴う場合	2-16
2.3.5.	竣工の手続き	2-17
2.3.5.1.	完成検査	2-17
1)	完成の届出	2-17
2)	提出書類	2-17
3)	完成届の提出日及び検査予定日	2-17
2.3.5.2.	メーターの引渡し	2-18
2.3.5.3.	工事の手直し等	2-18
2.3.5.4.	給水管を無償譲渡する申込み	2-18
2.3.5.5.	給水装置における更生工事等を施行した場合の添付書類	2-18
2.3.6.	設計変更等申請事項の変更、取消し	2-19
2.3.6.1.	設計変更	2-19
1)	設計変更の範囲	2-19
2)	設計変更の手続き	2-19
2.3.6.2.	申込者の変更	2-19
2.3.6.3.	工事の取消し	2-19
2.3.6.4.	施行する指定工事業者又は主任技術者の変更	2-19
1)	指定工事業者の変更	2-19
2)	主任技術者の変更	2-20
2.4.	その他の手続き	2-21
2.4.1.	修繕工事の手続き	2-21
2.4.1.1.	完成届の提出について	2-21
2.4.1.2.	完成届の記載事項について	2-21
2.4.2.	受水槽以下の装置へのメーターの設置	2-21
2.4.2.1.	手続き	2-21
2.4.2.2.	受水槽以下の装置のみの工事の場合	2-22
2.4.3.	所有者等の届出	2-22
2.4.4.	共同住宅扱い	2-22
2.4.5.	提出書類一覧、書類の提出先	2-23
3.	給水装置工事等の施行基準	3-1

3.1.	給水方式.....	3-1
3.1.1.	給水方式の分類.....	3-1
3.1.2.	直結直圧式給水.....	3-2
3.1.3.	3階直結直圧式給水.....	3-2
3.1.3.1.	適用範囲.....	3-2
1)	対象地域.....	3-2
2)	分岐対象の配水管.....	3-2
3.1.3.2.	設計水圧.....	3-3
3.1.3.3.	設計水量及び給水管口径.....	3-3
3.1.4.	特例直結直圧式給水.....	3-4
3.1.4.1.	適用範囲.....	3-4
1)	対象地域.....	3-4
2)	分岐対象の配水管.....	3-4
3.1.4.2.	設計水圧.....	3-4
3.1.4.3.	設計水量及び給水管口径.....	3-4
3.1.4.4.	増圧給水設備の設置猶予.....	3-4
3.1.5.	直結増圧式給水.....	3-5
3.1.5.1.	適用範囲.....	3-5
1)	対象地域.....	3-5
2)	分岐対象の配水管.....	3-5
3.1.5.2.	設計水圧.....	3-5
3.1.5.3.	設計水量及び給水管口径.....	3-5
3.1.5.4.	増圧給水設備の選定.....	3-5
1)	ポンプ設備.....	3-6
2)	減圧式逆流防止装置.....	3-6
3)	直結増圧式給水の引込み口径.....	3-6
4)	増圧給水設備の吐水圧の設定.....	3-6
5)	増圧給水設備の設置高さ設定.....	3-7
6)	故障時の対応.....	3-8
3.1.5.5.	維持管理.....	3-8
3.1.6.	多段型直結増圧式給水.....	3-8
3.1.6.1.	逆流防止装置.....	3-9
3.1.6.2.	過度圧力変動試験の実施及び結果報告.....	3-9
3.1.6.3.	圧力変動防止措置.....	3-9
3.1.6.4.	停滞空気の排出及び負圧による逆流防止措置.....	3-10
3.1.7.	受水槽式給水.....	3-10
3.1.7.1.	受水槽式給水の必要性〔条例規程第7条第1項第10号〕.....	3-10
3.1.7.2.	分類.....	3-11
1)	高置水槽式.....	3-11

2) 圧力水槽式	3-11
3) ポンプ直送式	3-11
3.1.7.3. 受水槽への給水等	3-11
3.1.7.4. 受水槽の設置、構造等	3-12
3.1.7.5. ポンプの選定	3-13
3.1.7.6. 維持管理	3-13
1) 水質管理	3-13
2) 流入管の洗浄	3-14
3.1.7.7. その他の注意点	3-14
3.1.8. 既設給水装置等の改造工事の対応	3-14
3.1.8.1. 3階直結直圧式、特例直結直圧式、直結増圧式への対応	3-14
3.1.8.2. 受水槽以下の装置を給水装置に切り替える工事	3-15
1) 耐圧性能の事前確認	3-15
2) 材質及び水質又は浸出性能の事前確認	3-15
3.1.8.3. 高置水槽を受水槽として残存する場合	3-16
3.2. 水理計算	3-17
3.2.1. 計画使用水量の決定	3-17
3.2.1.1. 同時使用水量の求め方	3-17
1) 一戸建て等における同時使用水量の算定方法	3-17
2) 共同住宅等における同時使用水量の算定方法	3-18
3) 一定規模の給水用具を有する事務所ビル等における同時使用水量の算定方法	3-18
4) その他の算定方法	3-18
3.2.1.2. 1日使用水量の求め方	3-18
3.2.2. 給水方式、設計水圧の決定	3-22
3.2.2.1. 設計水圧の決定	3-22
3.2.2.2. 給水方式の選定	3-22
3.2.3. 口径の決定	3-22
3.2.3.1. 口径の決定	3-22
3.2.3.2. 口径決定の手順	3-23
3.2.3.3. 損失水頭	3-23
1) 給水管の摩擦損失水頭	3-24
2) 各種用具類などによる損失水頭と直管換算長	3-25
3.2.3.4. メーター口径の選定	3-28
3.3. 取出しの原則	3-29
3.3.1. 配水管の種類	3-29
3.3.2. 配水管からの取出し口径及び取出し方法	3-30
3.3.3. 給水管からの取出し方法	3-30
3.4. 取出しにおける施工基準	3-31
3.4.1. 取出位置及び取出方向	3-31

3.4.2.	サドル付分水栓による取出し	3-31
3.4.3.	割T字管による取出し	3-31
3.4.4.	内面エポキシ樹脂粉体塗装ダクトイル鋳鉄管からの取出し	3-32
3.4.5.	宅地造成等における施工上の注意事項	3-32
3.5.	取付部から第1バルブまでの施工基準	3-33
3.5.1.	一般事項	3-33
3.5.2.	河川、水路、石垣等の配管	3-34
3.5.3.	布設位置	3-34
3.5.4.	埋設深さ	3-34
3.5.4.1.	公道	3-34
1)	車道	3-34
2)	歩道	3-35
3.5.4.2.	私道	3-35
3.5.4.3.	宅地	3-35
3.5.5.	埋設時の掘削幅	3-35
3.6.	止水栓及び仕切弁の設置基準	3-36
3.6.1.	第1バルブ	3-36
3.6.2.	中間バルブ	3-36
3.6.3.	捨てバルブ	3-37
3.6.4.	ボックス	3-37
3.6.5.	第1バルブ以降の配管	3-40
3.6.5.1.	エア抜き対策	3-40
3.6.5.2.	修繕及び維持管理対策	3-40
3.6.5.3.	無届工事の防止	3-40
3.6.5.4.	防食処理	3-40
3.6.5.5.	耐震化	3-40
3.6.5.6.	給水管の損傷防止	3-40
3.6.5.7.	埋設深さ	3-41
3.7.	分水止め等の施工基準	3-42
3.7.1.1.	分水止め等に伴う試掘	3-42
3.7.1.2.	分水止め等に伴う断水作業	3-43
3.7.1.3.	漏水及び破損における対応	3-43
3.8.	メーター周辺の施工基準	3-44
3.8.1.	総則	3-44
3.8.1.1.	指定の目的	3-44
3.8.1.2.	適用範囲	3-44
1)	メーター周辺の給水装置等	3-44
2)	メーターの上流側及び下流側の給水管	3-44
3.8.2.	メーターの設計基準等	3-44

3.8.2.1.	局が貸与するメーターの種類、寸法等	3-44
3.8.2.2.	適正流量範囲	3-47
3.8.2.3.	メーターの設置数	3-47
3.8.2.4.	公衆浴場用のメーター	3-47
3.8.3.	メーターの位置、設置形態	3-48
3.8.3.1.	設置位置、設置形態の要件	3-48
3.8.3.2.	メーターの位置の審査基準	3-48
3.8.3.3.	設置の形態、設置深さ等	3-48
3.8.4.	メーター設置場所の形状	3-49
3.8.4.1.	小型メーター用(40mm 以下)のメーターボックス	3-49
3.8.4.2.	大型メーター用(50mm 以上)のメーターボックス	3-50
1)	選定・製作	3-50
2)	設置基準	3-51
3.8.4.3.	地上に設置する場合	3-51
3.8.4.4.	メーターに覆いを設ける場合	3-51
3.8.4.5.	パイプシャフト等に設置する場合	3-52
1)	パイプシャフト等の構造	3-52
2)	パイプシャフト等における設置基準	3-53
3.8.4.6.	受水槽室等に設置する場合	3-53
3.8.5.	メーター周辺の給水装置等の構造等	3-53
3.8.5.1.	給水管、接続部	3-53
1)	給水管の構造・材質	3-53
2)	給水管の破損・変形防止	3-54
3)	接続部の構造	3-54
4)	接続部のパッキン	3-54
5)	メーターユニット	3-55
3.8.5.2.	伸縮機能	3-55
1)	伸縮機能を有する給水器具	3-56
2)	メーター用自在継手の施工上の注意事項	3-56
3.8.5.3.	メーター用止水栓の設置	3-56
1)	口径 25 mm 以下	3-56
2)	口径 40 mm 以上	3-57
3)	メーター用の止水栓ボックス	3-57
3.8.5.4.	逆流の防止	3-57
1)	逆流防止が必要な場合	3-57
2)	逆流防止措置	3-57
3.8.5.5.	メーター性能の低下の防止	3-58
3.8.6.	メーターの取付け及び取外し	3-58
3.8.6.1.	留意点（メーター要領第 20 条第 1 項、2 項、5 項）	3-58

3.8.6.2. メーターパッキン〔メーター要領第 19 条第 3 項、第 20 条第 3 項〕	3-59
3. 9. 機能水器具の設置基準	3-60
3.9.1. 設置基準	3-60
3.9.2. 維持管理	3-60
3.9.3. 水質検査	3-60
3. 10. 給水補助加圧装置の設置基準	3-61
3.10.1. 設置基準	3-61
3.10.2. 設置条件	3-61
3. 11. 水道直結式スプリンクラー設備の設置基準	3-62
3.11.1. 設計・施工	3-62
3.11.2. 設計審査	3-62
3.11.3. 維持管理	3-62
3.11.4. 了知事項	3-62
3.11.5. 修繕工事の施行	3-63
3. 12. 修繕工事	3-64
3.12.1. 修繕工事の範囲	3-64
3.12.1.1. 漏水修理の場合	3-64
3.12.1.2. 出水不良、水質不良を改善する場合	3-64
3.12.1.3. 給水用具等の故障修理	3-64
3.12.1.4. メーター前後の鉛製給水管を解消する場合	3-64
3.12.1.5. 増圧給水設備の交換工事	3-64
3.12.2. 局が施工する漏水修理工事の範囲について〔漏水修理実施要綱〕	3-64
3.12.2.1. 局施行範囲における対応	3-64
3.12.2.2. 局施行範囲	3-65
1) メーターが 1 個（受水槽以下に設置されている場合を除く）の場合	3-65
2) メーターが複数の場合又は受水槽以下にメーターが設置されている場合	3-65
3) パッキン及び受水槽以下の装置からの漏水場合	3-65
3.12.3. 施行の例外等	3-66
3. 13. 給水装置における更生工事等	3-67
3.13.1. 更生工事等の意義	3-67
3.13.2. 適用範囲	3-67
3.13.2.2. 施行の条件	3-67
3.13.2.3. 確認事項	3-67
3.13.2.4. 責任の所在等	3-68
4. 給水装置等図面作成基準	4-1
4.1. 総則	4-1
4.1.1. 図面の構成	4-1
4.1.1.1. 属性データ	4-1
4.1.1.2. 平面図	4-1

4.1.1.3.	透視図	4-1
4.1.1.4.	配管図	4-2
4.1.1.5.	対照表	4-2
4.1.1.6.	その他の図	4-2
4.1.2.	用紙	4-2
4.1.2.1.	紙の種類	4-2
4.1.2.2.	様式の種類及び寸法	4-2
4.1.2.3.	様式の選定	4-2
4.2.	基本事項	4-3
4.2.1.	作図の範囲	4-3
4.2.1.1.	直結式の場合	4-3
4.2.1.2.	受水槽式の場合	4-3
4.2.2.	各図の配置	4-3
4.2.3.	線及び文字	4-3
4.2.4.	単位	4-3
4.2.5.	記号	4-3
4.3.	図表の書き方	4-7
4.3.1.	属性データ	4-7
4.3.1.1.	水栓番号又は幹線番号	4-7
4.3.1.2.	工事場所	4-7
4.3.1.3.	他の給水装置からの分岐	4-7
1)	水栓番号からの分岐	4-7
2)	幹線からの分岐	4-7
4.3.1.4.	図番	4-7
4.3.1.5.	工事履歴	4-7
4.3.1.6.	給水方式	4-8
4.3.1.7.	設計水圧	4-9
4.3.1.8.	階高	4-9
4.3.2.	平面図	4-9
4.3.2.1.	方位	4-9
4.3.2.2.	縮尺	4-9
4.3.2.3.	周辺状況	4-9
4.3.2.4.	分岐又は切断部、道路上の弁栓類	4-10
4.3.2.5.	宅地内第1バルブのオフセット	4-11
4.3.2.6.	引込位置のオフセット	4-11
4.3.2.7.	階層、部屋タイプ	4-12
4.3.2.8.	メーター及び水栓番号	4-12
4.3.2.9.	給水方式ごとの付記事項	4-13
4.3.2.10.	その他	4-13

4.3.3.	透視図.....	4-13
4.3.3.1.	線種.....	4-13
4.3.3.2.	対照表番号.....	4-13
4.3.3.3.	ステンレス製バルブの表示.....	4-14
4.3.3.4.	メーターユニットの表示.....	4-14
4.3.3.5.	PBP、PP、XPEP の延長表示	4-14
4.3.3.6.	その他	4-15
4.3.4.	対照表.....	4-15
4.3.5.	配管図.....	4-15
4.4.	特殊なケースでの書き方.....	4-16
4.4.1.	宅地造成等における幹線の場合	4-16
4.4.2.	受水槽以下の装置を給水装置に切り替える工事の場合	4-16
4.4.3.	給水装置における更生工事等の場合	4-17
4.4.3.1.	設計図（申請図）における記入項目	4-17
4.4.3.2.	完成図における記入項目	4-17
4.4.4.	水道直結式スプリンクラー設備の場合.....	4-17
4.4.4.1.	湿式の場合の記入項目	4-17
4.4.4.2.	乾式の場合の記入項目等	4-17
4.4.5.	配水管布設替工事における直近付替の場合	4-17
4.4.6.	捨てバルブを設置した場合.....	4-17
4.4.7.	その他.....	4-17
4.5.	様式の標準寸法と配置.....	4-18
4.5.1.	給水装置設計図様式Aの標準寸法と配置.....	4-18
4.5.1.1.	設計図様式A（対照表あり）	4-18
4.5.1.2.	設計図様式A（対照表なし）	4-19
4.5.2.	給水装置設計図様式Bの標準寸法と配置.....	4-20
4.5.2.1.	設計図様式B（対照表あり）	4-20
4.5.2.2.	設計図様式B（対照表なし）	4-21
4.5.3.	給水装置完成図様式Aの標準寸法と配置.....	4-22
4.5.3.1.	完成図様式A（対照表あり）	4-22
4.5.3.2.	完成図様式A（対照表なし）	4-23
4.5.4.	給水装置完成図様式Bの標準寸法と配置.....	4-24
4.5.4.1.	完成図様式B（対照表あり）	4-24
4.5.4.2.	完成図様式B（対照表なし）	4-25
5.	施工写真の撮影等要領	5-1
5.1.	基本.....	5-1
5.1.1.	施工写真の撮影とまとめ方.....	5-1
5.1.2.	プライバシーの保護.....	5-1
5.2.	撮影方法.....	5-2

5.2.1.	黒板等の記入項目	5-2
5.2.2.	撮影項目	5-2
5.2.2.1.	着工前の写真	5-2
5.2.2.2.	分岐部又は分水・分岐止部の写真.....	5-2
5.2.2.3.	穿孔状況の写真（分岐の場合のみ）	5-2
5.2.2.4.	コア挿入状況の写真（分岐の場合のみ）	5-2
5.2.2.5.	給水管布設状況の写真（分岐の場合のみ）	5-2
5.2.2.6.	その他局が指示した写真	5-3
6.	主任技術者による竣工検査	6-1
6.1.	施工.....	6-1
6.1.1.	分岐工事	6-1
6.1.2.	配管	6-2
6.1.3.	分水止め・分岐止め.....	6-2
6.1.4.	止水栓・仕切弁	6-2
6.1.5.	メーター.....	6-2
6.1.6.	道路工事	6-2
6.2.	作図.....	6-3
6.2.1.	基本事項	6-3
6.2.2.	属性データ	6-3
6.2.3.	平面図.....	6-3
6.2.4.	透視図及び対照表	6-4
6.2.5.	その他.....	6-4

付 録 参考資料

I	計算例	付－1
II	配管例	付－30
III	工事照会、立会要請等連絡先	付－35
IV	様式	付－36

索引

幹線

- 中間バルブ・・・・・・・・・・3-36
- 分水止め等に伴う断水・・・・3-43
- 幹線番号の記入・・・・・・・・4-3, 7, 10
- 宅地造成等における作図・・・・4-16

給水設計計画

- 実施条件・・・・・・・・・・2-6
- 手続き・・・・・・・・・・2-7

更生工事

- 定義・・・・・・・・・・1-4
- 申込時添付書類・・・・2-14
- 完成時添付書類・・・・2-18
- 設計・施工等・・・・3-67
- 作図・・・・・・・・・・4-17

修繕工事

- 定義・・・・・・・・・・1-3
- 手続き・・・・・・・・・・2-21
- 適用範囲等・・・・3-63

自己メーター

- 定義等・・・・・・・・・・2-9
- 手続き・・・・・・・・・・2-10

水道直結式スプリンクラー設備

- 審査項目・・・・・・・・・・1-25
- 設計・施工等・・・・3-62
- 作図・・・・・・・・・・4-17

設計水圧

- 手続き・・・・・・・・・・2-6
- 提出書類・・・・・・・・・・2-6
- 3階直結直圧式給水・・・・3-2
- 特例直結直圧式給水・・・・3-4
- 直結増圧式給水・・・・3-5

断水費等

- 徴収条件・・・・・・・・・・2-3
- 手続き・・・・・・・・・・2-15

直結切替工事

- 申込時添付書類・・・・2-13
- 定義等・・・・・・・・・・3-15
- 作図・・・・・・・・・・4-16